

○厚生労働省告示第四百九十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表Ⅱ区分 112(9)を次のように改める。

(9) トリプルチャンバ（Ⅲ型）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 標準型 | 1,620,000 円 |
| ② 自動調整機能付き | 1,690,000 円 |